

第 21 号

平成 24 年度 徳島県 病院事業 会計 予算

(総則)

第 1 条 平成24年度徳島県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	830床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院	214,985人
外 来	297,920人
(3) 1 日 平 均 患 者 数	
入 院	589人
外 来	1,216人
(4) 主要な建設改良事業	
病院増改築工事費	2,909,433千円
医療器械及び備品購入費	3,520,869千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第 1 款 病 院 事 業 収 益	17,388,527千円
第 1 項 医 業 収 益	15,553,929千円
第 2 項 医 業 外 収 益	1,834,598千円
支 出	
第 1 款 病 院 事 業 費 用	18,802,316千円
第 1 項 医 業 費 用	17,978,992千円

第2項 医 業 外 費 用 487,668千円

第3項 特 別 損 失 335,656千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額665,493千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,120千円及び過年度分損益勘定留保資金660,373千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資 本 的 収 入 10,602,846千円

第1項 企 業 債 4,377,000千円

第2項 負 担 金 453,846千円

第3項 他会計からの借入金 3,900,000千円

第4項 補 助 金 1,872,000千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出 11,268,339千円

第1項 建 設 改 良 費 6,430,302千円

第2項 企 業 債 償 還 金 674,960千円

第3項 他会計からの借入金償還金 4,163,077千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
海部病院改築事業基本設計・実施設計委託契約	平成25年度	102,278千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業	千円 4,321,000	証書借入又は証券発行	年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	融資機関の融資条件による。ただし、必要が生じた場合は全部若しくは一部繰上償還し、又は借換えすることができる。
借換債	56,000			
計	4,377,000			

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000千円と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

9,948,196千円

（たな卸資産の購入限度額）

第9条 たな卸資産の購入限度額は、4,150,000千円と定める。

平成24年2月23日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門